

サ 対 第 350 号

平成27年3月31日

埼玉県警察本部長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
関係事務取扱要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、インターネット異性紹介事業の適正な取扱いを図るため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）に基づき、

- 届出受理等の事務処理要領
- 行政処分の実施要領

等について定めている。